

『ビル』などの所有者のみなさまへの「お願い」です！

エレベーターやカーリフトなど

昇降機の設備内に 残されていませんか？

PCB処理の期限まで1年を切りました！！

- エレベーター、カーリフトなどの設備内に、「**PCBを使用したコンデンサー**」が設置されている、又は取り外し後そのまま**保管**されている可能性があります。
- 法律で定められた**期間内に処分**する必要があります。
- 確認作業や処分**手続には**手間と時間**がかかります。
- 早めのご対応**をお願いします。

昇降機

(エレベーター・カーリフトなど)

<コンデンサー>



エレベーター内から カーリフト内から

昇降機の設備内に、
高濃度PCBを使用
したコンデン
サーが**設置・保管**
されていた場合



高濃度PCB使用
コンデンサーが
処理対象

確認方法は **裏面** です！

電気設備

<変圧器>



<コンデンサー>



絶縁油にPCBを使用した**変圧器、コンデンサー**が処理対象

確認方法は **銘板** です！

高濃度PCB
廃棄物処分期間

令和4年3月31日まで

(この日までに 処分委託契約 を締結する 必要 があります。)

PCB とは？

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、不燃性で電気絶縁性が高い人工の油です。以前は、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途に利用されてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年（1972年）からは新たな製造は禁止されています。

PCBに汚染された物やPCBを使用した製品は処分期間が定められています。

処分しないと 罰則 の対象 となります！！

探そう！ 処理しよう！

昇降機の内蔵コンデンサー

START

探す

昭和55年（1980年）までに製造・販売※された昇降機です。

該当する昇降機が見つかった！

※昭和55年以後に製造された昇降機にも、微量のPCBを含むコンデンサーが使用されている可能性がありますので、併せて以下の方法によりご確認ください。

問合わせ
確認

設備内に設置・保管中のコンデンサー内の「油」が①、②、③、④のいずれに該当するか、問い合わせ確認します。

- 「昇降機の保守点検を行っている会社」に問い合わせ確認
又は
- 「昇降機メーカー」に直接問い合わせ確認

① 高濃度PCB

② 低濃度PCB

③ PCB含有なし

届出

北海道へ届出

届出

北海道へ届出

以後の対応は不要です！
おつかれさまでした！

法律上、「届出は義務」となっています。
届出方法は、北海道にお問い合わせください。

期間内に処分

国の認定を受けた処分業者等により処分します。

処分期間

令和9年3月31日

期間内に処分

JESCOが処分します。
JESCOは高濃度PCB廃棄物の処分を行う唯一の会社です。

中小企業者への処理費の軽減制度※等もあります。下記JESCOにご連絡ください。

3kg以上の
コンデンサー

処分期間

令和4年3月31日

3kg未満の
コンデンサー

処分期間

令和5年3月31日

※■中小企業者等軽減制度■

処分費と収集運搬費を次のとおり軽減。

○会社等の法人：資本金5000万円以下又は従業員数（非常勤込み）100人以下→70%軽減

○個人事業主：上記従業員数が条件→70%軽減

○個人（解散、廃業による）→95%軽減

<その他条件はJESCOにお問い合わせください。>

ご不明な点がございましたら、
ご相談ください。

○北海道環境生活部環境局循環型推進課大気環境係 TEL 011-204-5192

○中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）

北海道PCB処理事業所 営業課 TEL 0143-23-7007